

区分	サービス提供時間数	20分以上 30分未満			30分以上 1時間未満			1時間以上 1時間30分未満			1時間30分以上 2時間未満						
		利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割
身体介護	昼間	3,016円	302円	604円	905円	4,784円	479円	957円	1,436円	6,994円	700円	1,399円	2,099円	6,994円	800円	1,600円	2,400円
	早朝 夜間	3,768円	377円	754円	1,131円	5,979円	599円	1,198円	1,797円	8,740円	874円	1,748円	2,622円	8,740円	1,000円	2,000円	3,000円
	深夜	4,519円	452円	904円	1,356円	7,182円	719円	1,437円	2,155円	10,486円	1,049円	2,098円	3,146円	10,486円	1,200円	2,400円	3,600円
生活援助	サービス提供時間数	30分未満			20分以上 45分未満			45分以上									
	サービス提供時間	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額						
			1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割				
	昼間					2,198円	220円	440円	660円	2,707円	271円	542円	813円				
早朝 夜間					2,751円	276円	551円	826円	3,392円	340円	679円	1,018円					
深夜					3,303円	331円	661円	991円	4,077円	408円	816円	1,224円					

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

※ サービス提供責任者に二級課程修了者(2級の訪問介護員)を配置する事業所は、上記金額の90/100となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者に対するサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

【要支援度による区分なし】

加算	介護報酬	利用者負担額			算定回数
		1割	2割	3割	
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回あたり
緊急時訪問加算	1,105円	111円	222円	332円	1回の要請に対して1回
初回加算	2,210円	221円	442円	663円	初回のみ
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

・ サービス提供責任者に二級課程修了者(2級の訪問介護員)を配置する事業所は、上記金額の90/100となります。

・ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者に対するサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

利用料金には別途13.7%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります

※ 地域区分別の単価(2級地 11.05円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供区分	通常の場合(月ごとの定額制)				日割りとなる場合			
	介護報酬 (1ヵ月あたり)	利用者負担額			介護報酬 (1日あたり)	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
訪問独自サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合	15,591円/月	1,560円/月	3,119円/月	4,678円/月	508円/月	51円/月	102円/月	153円/月
訪問独自サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合	31,149円/月	3,115円/月	6,230円/月	9,345円/月	1,027円/月	103円/月	206円/月	309円/月
訪問独自サービスⅢ 週3回程度利用が必要な場合	49,426円/月	4,943円/月	9,886円/月	14,828円/月	1,635円/月	164円/月	327円/月	491円/月

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっているため、月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算を行いません。

- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合

※ サービス提供責任者に二級課程修了者(2級の訪問介護員)を配置する指定介護予防訪問介護事業所は、上記金額の90/100となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

※ 同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅又は高齢者専用賃貸住宅に限る。)

【要支援度による区分なし】

加算	介護報酬	利用者負担額			算定回数
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10/100	1割	2割	3割	1回あたり
緊急時訪問加算	1,105円	111円	222円	332円	1回の要請に対して1回
初回加算	2,210円	221円	442円	663円	初回のみ
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ) 特定処遇加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 63/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた 総単位数(所定単位数)

* 特定処遇加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保、介護職員の活動環境の整備重度の要介護者への対応を行っている事業所に認められる加算です。

- ・ サービス提供責任者に二級課程修了者(2級訪問介護員)を配置する事業所は、上記金額の90/100となります。
- ・ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い当該建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

* 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り介護支援専門員が必要と認めたとときに、訪問介護員が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

* 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら指定訪問介護を行う場合または他の指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

* 地域区分別の単価(11.05円)を含んでいます。

* (利用料について事業者が法定代理受領を行わない場合)上記にかかる利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。